

天領中野支配地における博奕・博徒

徳 永 泰 男

はじめに

我が国において賭事が古くから行なわれていたことは、一般によく知られている。

しかし、これらに関する研究は、ともすると賭・諸勝負(博奕)の方法的なこと及び、その特殊な世界のようなやその中で暗躍した人物を明らかにしようとする、風俗的なものに重点をおいたものが多い。⁽¹⁾

確かに、博奕は古くから行なわれており、江戸時代に入っていつそう顯著になるが、それはたんに古代・中世以来の博奕の延長線上には位置づけられない面がある。とりわけ、江戸時代も後半になると、博奕は「手なぐさみ」の域をこえ、農村社会に広く、根深くはびこるようになるが、それには歴史的な必然性があった。

即ち、宝暦・天明期を画期として、農民層の分解がすすみ、豪農形式の反面、一方に潰れ百姓など細民・極貧層が増大した。かかる農民層分解過程の中から、無宿ひいては博徒が生まれてきている。

しかし、管見では、農民層分解に関する研究は数多くあり、定説化される程に高まってきているが、それと博奕・博徒とのかわり

という問題については、派生的問題として触れられているにすぎなく、⁽²⁾地域に即した個別・具体的な研究が少ない。とりわけ信州における研究は皆無である。

そこで本稿では、農民層の分解という視点とかわらせて博奕・博徒の動向を、天領中野支配地を中心にして、次の点を考究しようとするものである。

- 一、無宿の増大と農村社会
- 二、さかんだった天領における博奕
- 三、横行する博徒

一

江戸時代は、十八世紀前半、享保の頃から無宿が目立つようになる。その主たる原因は、凶作や飢饉による米価高騰により、生活を破壊されたものが続出したからであった。⁽³⁾ 彼等の多くは、生活手段を求めて江戸へ流入し、社会不安をよびおこした。そのため幕府は、諸大名に対し、追放刑の制限を促したり、万石領以上の地出身者で軽罪者は出生地に返したり、また、捕えた無宿でも返すべき所

のないものは、非人にくり入れるなどの対策を講じている。⁽⁴⁾

しかし、効果は十分にはあがらず、時代が下るとともに、無宿の数は増加するばかりであった。これは幕府がいかに強く取り締つても、それは表面的な対策にすぎず、封建的諸矛盾がますます深化し、無宿を生み出す基盤が醸成されるためであった。

即ち、宝暦・天明期以降、農民の下降的分解が激しくなり、封建的身分制支配が弛緩し、社会的落伍者が多くなつていった。しかし、彼等を受け入れる社会的基盤がなく、アウトローとして、はみ出た世界の中で生きてゆかざるを得なかつたのである。

当地方においても、比較的早い時期として安永四年(一七七五)、中村(現木島平村)で、かかる者が出現している。

史料(一)(安永四年七月「相頼申一札之事」)⁽⁵⁾

当村百姓茂助儀、近年身持悪敷罷成、農業不致家業も不申候風聞、御法度之博奕仕候迄、風俗も常々大長脇差をさし、加祢のほうをうしろに差候而歩行等致候而、不依何事かさつ我儘を申、横領斗り仕候而、殊ニ見馴不申男共引込置候而、我儘之働為致候而下女等を面付貸り候杯の横領在之、其上貴殿江金子借り出し□無心申候得共、用立無之間貴殿始四五人殺候等の悪言申しちらしさわき候間、惣百姓々名主ニ相頼置候処、自然怪俄等出来候而者不相成候ニ付、御存知之通昼夜無油断此程番付候村中農業不相成百姓難相立候間、茂助儀中村居住不致、中村徘徊不致候様ニ御願可被下ケ様ニ御願申上候ニも居住被仰付候へば、弥々以遺恨仕如何

様之儀可仕も難計奉存候間、御慈悲居住不仕様御願可被下候、若中野御役所ニ面相済不申、江戸表迄も御願被成候而路用等相かかり候共、何分ニも差出可申候出、氣遣なく御願可被下候、近年茂助事増長^(たぐ)して横領在之候故、村中者一同之安氣も無之難儀存候、茂助居住無之候へば見馴不申男共も人込中間敷左候へば、自然と村方ハ穩当ニ相成御百姓相続可仕と奉存候、余り難儀ニ御座候間無是非惣百姓以速印相頼申候、一時も早ク御願被成、茂助居住無之様ニ被成可下候、以上、

村中惣連印

安永四年未七月

金右衛門 ①①
清 藏 ①①

高井郡中村

以下六一人

名主 伝兵衛 殿

略

組頭 善右衛門 殿

百姓代 市郎兵衛 殿

この史料からは、百姓茂助がどういう農民階層の出身であるか、またいかなる理由で博徒の世界に落ち入ったか不明である。しかし、いずれにしろ茂助は、村落共同体からはみ出た存在となつてゐる。

このように茂助を生産活動から離れさせた社会的背景は、どこにあったのだろうか。

一般に、諸研究から明らかなように、江戸時代初期における農民は、少数の大高持百姓对大多數の零細高・無屋敷百姓という階層構

成を示すが、享保期を中心に大高持百姓の家父長的大経営の解体と、上昇した下人や分家の新本百姓としての分出や独立の進展によつて、百姓総数の著しい増加とともに、かなりの均等化傾向を示した。しかし、宝暦・明和期の頃より農民の下降的階層分化が進行して、五〇二〇石程度の自作中農層の減少、それにともない少数大高持（豪農）の出現と零細高・無高層（貧農）の増大という、両極分化の傾向が顕著に展開するという事実が明らかにされている。

天領中野支配地内における例でみると、安永六年（一七七七）、須賀川村落合（現山ノ内町）の持高階層は、総戸数五〇戸のうち持高五石未満は四十六戸というように圧倒的多数を示している。⁽⁶⁾

彼等零細高農民の日常生活は極貧であつたことは想像に難くないが、さらにこの頃は、たびたび農村を襲つた凶作・飢饉により、まさに「餓死渴命」の淵に追いやられることもしばしばであつた。

かかる農村生活に絶望した極貧農民層は、村を捨て、人足・日雇・奉公人など生きる方途を求めて、大都市江戸へ流入する者が多かつた。

奥信濃も例外でなく、諸村においてその事実がみられる。ちなみに、寛政五年（一七九三）、平林村（現下高井郡野沢温泉村）における江戸出稼ぎ者は七人あつたが、その階層は持高四石以下の小前者や小高百姓ばかりであつた。⁽⁷⁾

しかし、江戸においても、彼等を受け入れるには、その数があまりにも多すぎ、そのため彼等の中には「無職」の遊民となり、やがて無宿・野非人に落ち入るものが続出した。この無宿の増大が、江

戸における治安上の問題を誘発し、幕府は後述するように無宿を厳しく取り締まるが、その数は減るところか増加の一端をたどつた。⁽⁸⁾

一方、江戸のみならず在方においても時期はおくれるが、同様な傾向があつた。史料⁽⁹⁾は、その間のことを物語っている。即ち「見馴不申男共引込置候」とあるように、諸方より茂助に身を寄せる者があつた。彼等も、おそらく窮乏する農村生活に絶望して家をとび出した若者や、奉公先からの欠落、博奕、その他悪業の発覚で所払いになつた、いわゆる無宿であつたと思われる。

茂助を中心とするかかる無宿たちは、村落共同体員として生産に従事し、相互の利益を守っている耕作農民と異なつて、定住する「家」を持たず、彼等なりに生きていくためには、頭を中心にその庇護のもと、縦の線の強い共同体的關係を保つていく必要があつた。そこで、疑制的な家父長制＝親分―子分の縦の階層關係による組織体をつくり出し、彼等相互の競合・対抗や外的社会との対抗に処していこうとした。ここに博徒一家が形成されていく萌芽を見ることができるといふことができる。

しかし、茂助たちが、この時期に博奕渡世で生きていくには、中村という地はあまりにも小さい貧村のため、賭場を開いても収益は少なく、渡世できる筈もなかつた。そのため茂助たちは、徒党を組んで名主など富裕な農家へ押しかけ、返金の意志もない借金などの難題をふきかけ、暴力や悪言をちらつかせて金品をゆすり歩いた。現在の暴力団と少しも変わらない方法である。

一方、中村の農民にとつても、かかる存在はたいへん迷惑なこと

であつた。長脇差を帯びた者が、村内を徘徊しては、安心して農業もできず、また、博奕に手を出して田畑や家屋敷を失う者が出る恐れもあつた。それは潰れ百姓の輩出をうながし、ひいては生産力の低下となり、年貢の収取にも支障をきたすので、幕府は、博奕を厳しく取り締る方針をとつたのである。しかし、博奕は止まず、農村の荒廢をいっそうおしすすめていった。

二

史料(一) (享和元年(一八〇一)八月)⁽⁹⁾

博奕賭之諸勝負御法度之趣、前以度々被仰渡も有之、先支配も時々申触置候処、今以博奕筋不相止場所も有之由粗相聞不屈之事ニ候、依之役所も不限昼夜ニ見廻り之もの差出し、相改品ニ寄他役も捕方被遣候儀も可有之、若數度之申渡ヲ不相用、博奕ニ携候もの於有之へ、親類五人組村役人ニ至迄、夫々御咎可被仰付候条、右之趣相心得村役人共時々見廻り無油断相改、最寄限申合相互ニ制合候様可致候、且是迄ハ博奕ヲ所業之様ニ心得居候様なる惡もの有之、彼等幕方ニ差支、支配役人或ハ他役改之もの坏と申偽相廻り候事も難計候間、能々心付怪數品もらいし其所ニ留置、早束役所江可申出者也、

上野四郎三郎様

御役所

西八月

前書之通被仰渡候間、組合之者江得与申聞、若心得違いたし博奕

ニ携候者有之候ハ、組合が可申出且夜番之儀精々念入相動候様先達而度々被仰渡も有之候処、此程等閑ニ成勤方之者も有之間、番頭当番之者精々心附、時々無油断相廻り候様可致旨被仰聞承知奉畏候、依之御請連印差出申中処仍而如件、

享和元四年

中野村判頭

牧右衛門⁽¹⁰⁾

町役人中

略

以下四人

右の史料は、享和元年(一八〇一)、中野村の五人組判頭より村役人に出された、博奕取り締りに対する請書である。

判頭は、この趣を五人組に伝え、「博奕取締ニ付五人組御請書⁽¹⁰⁾」を村役人に差し出している。さらに「村役人共時々見廻り無油断相改」め、もし「博奕ニ携候もの於有之へ、親類五人組村役人ニ至迄、夫々御咎可被仰付候」と、互に制し合わせ、連帯責任を負わせようとした。このように村役人―判頭―五人組と、支配末端機構を十分に生かして博奕取り締りを徹底させようとしている。

また、この請書を幕府は「前以度々被仰渡も有之、先の支配も時々申触置候」とあるように、折にふれ提出させているが、このことは「博奕賭之諸勝負御法度の趣」が守られなかったのみならず、それがいかに根強くはびこっていたかを物語っている。

なぜ農民が、厳しい禁令を犯してまで博奕に手を出したのであるうか。ひとつには江戸時代、庶民的な金融互助組織として頼母子講や無尽講が、広く普及しているが、これに加入でき、恒常的に掛金を

納入できるのは、まだ余力のある農民であつた。しかし、この余力を

持たない零細農民や、あるいは諺に加入していても金に急迫した場合など、博奕にかけざるを得ないこともあつた。それ故、幕府や藩がくりかえし博奕の禁令を出しても実効はあがらなかつたのである。

当地方においても寛政頃から化・政期にかけて、かかる博奕がさかに行なわれるが、以下その実情について述べてみたい。

史料(三) (寛政五年二月「差上申一札之事」)⁽¹¹⁾

一、中野村藤左衛門儀三笠附金元点着いたし并めくりかるた、同村勝五郎儀も於宅是又同様目操輕板致候一件、再応御吟味之上左之通被仰渡候、

二、源右衛門儀屋敷裏空地村中新置場ニ而、藤左衛門三笠附度々興行いたし、梓瀧右衛門居宅^(栗丸)敷物等世話いたし、世話料等取之候外、儀者渡世筋ニ而所々江罷越居始末不存候段無相違候とも、源右衛門・可渡錢藤左衛門より相頼候節如何之儀ニと心付候ハ三、且役村役人江茂相届可申所、御法度の儀相催候世話致間敷段、源右衛門・中間候通ニ而其後之始末不存付其段等閑の儀不時目過料錢、其文被仰渡候、

中略 以上博奕に關係せし者の処罰)

右被仰渡之趣、同承知奉畏候、若相背候ハバ御科可被仰付候、尤過料錢之儀者、目之内大野佐右衛門殿へ可相納旨被仰渡、是又承知奉畏候、依御御請証文差上申如件、

寛政五年

河尻甚五郎御代官所

信州高井郡中野村

十二月二十八日

源右衛門

以下二七人

御奉行所

略

この史料でわかるように、寛政五年(一七九三)十二月、天領中野村栗和田において博奕が発覚し、一蓮托生で大勢あげられ処罰された。(表1参照)

この事件は、中野村藤左衛門が主催者となつて、栗和田源右衛門宅裏空地の村新置場や、勝五郎の借宅等で、隠れて「三笠附」や「めくりかるた」の博奕をしたもので、賭銭は少ないときで式文、多いときには式百文であつた。

この博奕には、表1からわかるように、新井村の名主、若宮村の神官、松川村の僧侶等も含め、中野村・松川村・小田中村(いずれも現中野市)・夜間瀬村(現下高井郡山ノ内町)の百姓、鍛冶が一、二名も加わり、かなり大がかりに行なわれていた。

処罰をみると、博奕開帳の興業に關係した者は特に重罪に処し、また村にあつても幕藩制支配末端の役を果すべき位置にある名主・僧侶・神官も、名主取放・退院・所払いと、他の農民達より重科に処されている。

なお「博奕ニ携候もの於有之ハ、親類五人組村役人ニ至迄、夫々御咎可被仰付」とあるが、實際には村役人及び博奕主催に關係あつた五人組だけが処罰の対象となつてゐる。

このほかにも、文化二年(一八〇五)⁽¹⁴⁾、文化六年(一八〇九)⁽¹⁵⁾に博奕が発覚した史料が見られる。

表1 博突発覚につき処罰一覧表

	氏 名	職 業	村	罪 状	処 罰
博 突 発 覚	藤左衛門 源右衛門 七郎兵衛 攝昌兵衛 利良之助 辰左衛門 文元太郎 捨太二郎 文郎	(12) (旅渡世) 百姓 神官 僧侶 百(名主) 百(姓) 百(小前者) 百姓 百姓 百姓 鍛治	中野村上 同(栗和田)上 同宮川村 若松川村 新井村 松川村 松川村 小田中村 中野村 夜間瀬村 中野村	博突興行数度 悴滝右衛門博突世話 藤左衛門梓、博突数度 めくりかるた老度 めくりかるた老度 めくりかるた " " " " " "	(吟味中卒死)(13) 過料錢3貫文 中追放 所払 退院 名主取放 過料錢3貫文 過料錢3貫文 " " " " " "
	勝五郎 紀伊	(無宿) 神官	中野村 中野村	借宅を賭場に提供 勝五郎に家を借す	過料錢3貫文 御礼
	新右衛門他3人 惣左衛門他4人	百姓 百姓	中野村上 同(栗和田)上	藤左衛門五人組 源右衛門五人組	各過料錢3貫文 各過料錢3貫文
	伝右衛門 林右衛門 彦兵衛	名主 組頭 組頭	中野村上 同上 同上	役目等閑 " "	過料錢5貫文 " 3貫文 " 3貫文

(寛政5年「差上申一札之事」より)

また文政五年（一八二二）には、安源寺村（現中野市）で、村内に博奕に携わった者があつたのではないかと、代官所手代の吟味を受け、「八幡宮祭礼の折賭之諸勝負、胡乱成もの一宿も為致間敷」と一札を村役人に差し出している。¹⁶ 盛大な安源寺祭礼日市との関係であらう。

さらに安政六年（一八五九）には、岩井村（現中野市）の磯多五郎兵衛が、「私儀へ是迄度々博奕悪事等もいたし」、岩井村を離縁されたり、また江州（現滋賀県）小谷宿非人鉄五郎が、安田村（現木島平村）磯多団七小屋において同人留守中「磯多市郎兵衛其外非人共与博奕相催¹⁸」している。

このように、寛政期以降当地方において博奕の風は、農民層だけでなく、僧侶・神官や博奕を取り締るべき名主から、穢多・非人に至るまで、広くかつ深く農村社会を犯していたのである。

かくも当地で博奕が盛行したのは、一つには当地が天領（幕府領）であつたからである。即ち、天領支配地においては、代官所の役人は少人数で、博奕取りに十分手がまわりかねたのではなからうか。ちなみに、中野陣屋の役人構成を見ると、最も多かった天明期の風祭求馬、文政期の矢島藤藏の各代官の時代でさえも、手附・手代合わせて七名、他の代官の時は大

(19) いたい四十六名であった。加えて、代官所の主な仕事は年貢の徴収であり、そのほか宗門人別帳の作成、民事訴訟等が多くあり、功績に大きくかわる徴税には力を入れるが、博奕取り締りには身を入れなかったであろう。

そのため領内警備、取り締りが私領に比べて不十分であったことが大きな原因となっていたと思われる。

三

宝暦・天明期をさかいとして、自立できない細民・極貧層が増大し、これが無宿を生む大きな要因となったことは前述したが、さらにたび重なる凶作・飢饉も大きく影響している。特に天明の東日本を中心とする全国的飢饉は、諸物価を高騰させ、村を脱出する者となり増大させた。その多くは、江戸へ流入し、乞食・浮浪者・無宿となつて江戸の治安を悪化させたので、幕府はその対策に苦慮し、「無宿小屋」を建てたが収容しきれず、寛政二年(一七九〇)、町奉行とともに無宿取り締りにあたつていた火附盜賊改の長谷川平蔵の献言により「人足寄場」を設置し、平蔵は、「無宿狩り」を徹底して行なつたので、江戸の無宿は上州・武州など関東諸国に逃げこみ、村々に寄生する博徒となつた。⁽²¹⁾

また、この頃の関東諸国は、江戸地廻り圏としての商品経済が進展してい、街道筋の町方や宿場、寺社の門前は小金の動きがはげしかったため博奕がさかんで、無宿たちが博徒として跳梁するには恰

(22) 好の場であつた。

さらに関東諸国は、天領、中・小大名領、旗本領など領地が複雑に入り組んでおり、支配関係の複雑さを悪用して他領へ逃げ込んだりするので、捕縛に困難であつた。そこで関東八州全域を領地に關係なく踏み込んで、統一的に取り締ることができる広域警察が必要となり、文化二年(一八〇五)、関東取締出役(八州廻り)が設けられた。

このような情勢は信州へ、さらには当地方へどのような影響をもたらしたのであろうか。

史料四(文政三年「乍恐以書付奉願上候」)⁽²³⁾

川崎平右衛門御代官所信州佐久郡御影新田外拾貳ヶ村役人一同奉願上候、松平縫殿頭様御領分・内藤豊後守様御領分何れも御支配所入交、上州・武州・甲州境者猶又、上州境之村方多有之、関八州之儀者御嚴重之御取締、其上盜賊火付御改并江戸町御奉行所様御手先を以時之御見廻り御取締り御嚴重ニ付、近年悪党もの共当国江数人入籠、別而佐久郡之儀者國境越通筋多有之、殊ニ私共村々入口山付辺邑之場所ニ候間、隠忍居候而宿々村々徘徊致、往来之旅人又者老人・女等手籠、追落中ニ者無筋ニ口論申掛ケ為疵負候様成儀も間々有之、長脇差等帯五人・六人・拾人位重立候而狼藉相働候……

後略

文政三辰年

川崎平右衛門御代官所

信州佐久郡

御影新田村

名主 与三郎

組頭 陸之丞

百姓代 幸左衛門

以下一二ヶ村略

取締出役の詮議が厳しくなればなるほど、「関八州之儀者御取締り御厳重ニ付、近年悪党もの共当国江敷人入籠」とあるように、関八州を逃れて、その周辺地域へ入り込む者が多くなった。とくにこの例のように、佐久方面は上州に街道や多くの峠道で接していたので、その影響は直撃的であった。

そのうえ信州は、関八州と違って広域的に取り締まる機構がなかったので、手配されると支配違いの領域に逃げ込むなど、彼等がのさばるにも好条件であった。

そのため化・政期以降「信濃国村々近来風俗不宜惡もの浪人跡之者等立入、惡事ヲ申勤候族有之趣ニ屠修惰弱之風俗ニ相成、衣類調度迄物好之取捨、神事仏事吉凶ニ付大勢寄台、賭事費ヲ不厭、公事出入并ニ博奕諸勝負等相好ミ自分農業疎ニ相成⁽²⁴⁾」り、博奕の悪影響は、広く農村社会をおかし、関八州で事をおこしては信州に逃げ込む博徒が後をたたなかった。

こうして信州へ入り込んだ博徒は多数あるが、それは次の三つに類型化できよう。

第一は、史料例のように、数人が徒党をくんで入りこみ、徘徊す

る者である。彼等は、小集団で暴れまわるが、組織体としては統一されておらず、離合集散をくりかえした。そのため一か所には定住せず、やがて頼るべき親分につながらがごとく、そこに吸収されていった。

第二の型は、諸国を流れて歩くいわゆる「旅博徒」である。これにはさらに、(i)在地で罪を犯して手配され、逃げまわって歩く兇状持ちの「急ぎの旅」と、(ii)各地の賭場荒しなどをしながら修業して歩く「業旅」の博徒があつた。⁽²⁵⁾

濃州(現岐阜県)勝五郎の身内久五郎が、赤沼村(現長野市)の要八を頼って逃げてきた例は(i)であり、上州の博徒岡定村の忠次郎(忠治)の子分長兵衛が、中野村の忠兵衛の仲間七に殺害されたのは、(ii)の旅の中で起きた事件と推察される。なお忠治郎は、この一件につき「長兵衛の仇討をする」と天保一三年(一八四三)、子分多数をひきつれ、大戸(群馬県吾妻郡吾妻町)の関所抜けをしたことが直接の罪に問われ、後に処刑された。⁽²⁶⁾ 忠治郎は、この仇討ちを果せなかったようであるが、当地方においても賭場を覗ぎ出しては荒し、賭金を強奪してあるき、三年後に縄張りの赤城山に帰ったといわれている。⁽²⁶⁾

第三は、居ずらくなって上州などを逃げ出して来て住みついた博徒である。

嘉永年間、高井郡押切村(現小布施町)在住の無宿押嵐は、もともと相撲取りであつたが、「当御取締所同郡安田村名主与左衛門致世話同村ニ長々借宅罷在、近辺之もの共を引込博奕為致、或時者村



忠治郎邸刑場跡（群馬県吾妻郡吾妻町）関抜けをした
忠治郎は、41才の時、大戸関近くのこの地で処刑された。

々立廻り剣戟を振
行、良民を劫し村
々之害ニ相成候も
の」⁽²⁹⁾とある。

ここで注目すべ
きは、「安田村名、
主与左衛門致世
話」である。前出
の中村の茂助が村
中を徘徊していた
安永の頃は、村落
共同体からはみ出
た、特殊な者の集
まりにすぎなかつ
たが、幕末のこの

期には、支配の末端機構である名主と癒着し、相互補完関係にある
ほど腐敗はすすんでいたのである。

さらに押嵐は、その後安田村を引き払って中野へ引越し、葦屋儀
兵衛の子分となるが、この儀兵衛も「先年御代官手限之取締役被₍₃₀₎
付相勤」⁽³⁰⁾（傍点筆者）めているように取締役になっており、代官所
と結びついていた。そして、出入りなどの風聞があると、背後で煽
動して事を起こさせ、表面では仲裁に入って利益をむさぼるという
ように、役威を悪用している。押嵐は、この儀兵衛の用心棒として

暗躍するが、ここにも支配層と博徒の癒着がみられる。

このように押嵐は、在地の実力者に接近し、そこに寄生したので
あるが、さらに積極的に組織力を信州の地に求め、そこに勢力を伸
そうとする博徒もあつた。

史料⁽³¹⁾（嘉永三年「権堂村売女屋掲屋抱女名前書」——伊伝治関係以

外略）

嶋田屋伊伝治

抱売女九人

（氏名略）

右者上州田島村出生ニ而風俗不宜御取調ニ付越後国江立越居其後
権堂村江罷越八九年己前より売女屋相始メ此節大造ニ普請仕居
候、右伊伝治儀御手代方御手先相勤居候由ニ御座候、

右の伊伝治は、表看板は女郎屋であるが、内実は博徒の親分であ
り、権堂村で暴力事件などがあると、その処置にあたっている。⁽³²⁾

さらに彼は、「御手代方御手先相勤居候由」とあるように、お上
（幕府）の御用も勤める「目明し」であった。いわゆる「二足の草
鞋」をはくもので、自分の前科を黙認してもらうかわりに、悪党や
博徒を密告したり、その逮捕の手引きをしていたのである。事実、
彼は越後までも出かけ、役人の手引きをし、自分の手下を使って悪
党逮捕にあたっている。⁽³³⁾

このように博徒を「目明し」として任用することは、確かに手配
した博徒・悪党の逮捕には一定の効果があつたが、反面、無法者の
集団である博徒一家をのさばらせる大きな要因ともなつた。

伊伝治と同じく上州生まれの博徒又五郎も、上州における博奕渡世やそれにかからむ出入りで、関東取締役に手配され、逃れて信州に入り込んだのである。彼も権堂村の伊伝治のもとに身を寄せ、その保護を受けるが、やがて独立し、一家を構えるまでになった。はじめは後町、富竹（いずれも現長野市）などに居を構えるが、やがて嘉永四年（一八五一）、上条下河原（現山ノ内町湯川原）にその根拠地を求めた。

彼もこの地で、女郎屋を表看板とし「女郎一七人、かむろ其外下女・下男等まで惣人数四二人之暮し」⁽³⁴⁾になるほどの大店を張るようになるが、伊伝治と同様、本質は博徒の親分であった。即ち、この地に来て子分を多く持ち、子分が出入りをおこすと「私方へ見舞に腕かしとして、上州・甲州・越後辺より駆集り候者、凡三百人余」⁽³⁵⁾というほどの実力を持っていたのである。

又五郎が、この上条下河原の地を選んだことについては、それなりの理由が考えられる。即ち、この地は幕末、草津温泉と善光寺を結ぶ往来として旅人の数も多く、湯宿を兼ねる女郎屋が繁榮し、遊興地としてにぎわっていた。⁽³⁶⁾また近くには、草津道の荷物の発着地として、毎年多額の現金収入のある沓野村や渋温泉・田中温泉もあった。⁽³⁷⁾しかし大きな理由は、上条村は松代藩領と境を接する、天領中野陣屋の支配地であったので、前述のように取り締りがさほど厳しくなかったからであろう。このように上条下河原は、博徒が住みつくには、経済的にも、政治的にも都合のよい条件をいくつも備えていたのである。

また、又五郎も伊伝治と同じように、維新期の「飯山戦争」に官軍の先導をつとめたり、「中野騒動」では、関係した者の捕縛にあたるなど権力と結びつく一面性を持っていた。

このことが、彼の生きた幕藩制支配の崩壊、そして明治維新という大きな政治変革の中で、巧みに生きぬいていくことができた大きな要因となっている。まさに彼は、幕藩制支配崩壊過程において生じた無宿・博徒の「申し子」であり、さらに明治維新期の絶対主義的官僚制へ移行する過度的な混乱期を利用して官吏へ転身した人物であるが、又五郎については、後稿の機会に述べてみたい。おわりにあたり、本稿の執筆にあたっては、県史編纂委員湯本軍一氏のご教示を受け、なお史料所蔵者の方々には閲覧の便宜にあずかったことを記し、感謝申し上げたい。

（中野市竹原・下高井郡野沢温泉中学校勤務）

註 1 田村榮太郎「やぐさの生活」など数多くある。
2 どの通史においても、天保期を中心に一般的に記述しているものが多い。

3 南和男「江戸の社会構造」「幕政改革と無宿・野非人対策」

4 前掲註3と同じ。

5 下高井郡本島平村中村秋原元陽氏所蔵

6 「山ノ内町誌」五五頁の表による

7 田中穀「奥信濃における江戸出稼」（高井三二号）

8 前掲註3と同じ

9 中野市中野共有、中野市立図書館蔵

10 「博奕取締ニ付五人組御請願」文化二年二月山ノ内町戸符上田發

氏所蔵

11 中野市中野共有、中野市立図書館蔵

- 12 金井明夫氏の研究によれば、藤左衛門は代々西町に住む旧家で、威鉄砲を預かるほどの家であったが、この博覧強覧により家は欠所となつた。
- 13 史料の中に、「藤左衛門ハ御吟味中病死仕候間、其旨可存段被仰渡候」とあり、江戸の牢舎で吟味中に病死した。
- 14 「差出申一札之事」文化二年九月、中野市中野共有、中野市立図書館蔵
- 15 「差出申一札之事」文化六年七月、中野市中野共有、中野市立図書館蔵
- 16 「差出申一札之事」文政五年二月、中野市安源寺丸山通雄氏所蔵
- 17 「差出申一札之事」安政六年二月、中野市柳沢、柳沢共有文書
- 18 前掲註16と同じ
- 19 湯本豊佐太「信州中野天領の『御触』伝達系統」（信濃二〇）巻三号。
- 20 前掲註3と同じ
- 21 今川徳三『無宿人の生活』
- 22 原田伴彦『やくざと街道』（歴史公論三卷二号）
- 23 『長野県史』（第二巻）東信地方五一六
- 24 『御請連印帳』文化一四年九月、長野市川中島町上布施組共有
- 25 田村栄太郎『やくざの生活』（旅人）
- 26 「乍思以始末書奉申上候」文政十一年八月、中野市深井治雄氏所蔵

- 蔵
- この史料によると赤沼村の要八は、金足羅参りの折、濃州勝五郎方に止宿して久五郎と近づきになった。その後、久五郎は江戸町奉行より手配されて「お尋者」になり、要八方へ逃げてきたので召捕らうとしたが、要八も居所不明で捕縛することができなかった
- 27 土屋高雄『日本社会経済史の諸問題』掲載史料による。
- 同じ史料が、中野市中野共有文書にもある。
- 28 前掲註24の書「岡定忠治」
- 29 中村家文書、県立長野図書館蔵
- この史料の年次は不詳であるが、『忠輝実記』に「文久二戊年五月十日内御用有之趣菱屋儀兵衛様被申越候ニ付」とあり、この史料には「中野御陣屋許薬店菱屋儀兵衛隠居して菱雄」とあるので、文久より慶応の頃のものと思われる。
- 30 前掲註28と同じ
- 31 今井家文書、県立長野図書館蔵
- 32 小林計一郎『長野市史考』『門前町の花街』
- 33 『長野県信濃国忠輝実記』
- 34 前掲註32と同じ
- 35 前掲註32と同じ
- 36 湯本軍一『近世草津道の研究』（信濃一八巻七号）
- 37 拙稿「幕末維新期間温泉宿における飯盛女（売女）」（高井三四号）